第５章

作 成 経 過 の 概 要

# １．作 成 の 基 本 原 則

1. 逆行列係数の型 (*I* - *A*)-1 型と[*I* - (*I* - *M*ˆ )*A*]-1 型とした。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1)対 | 象 | 年 | 次 | 平成 17 年 |
| (2)部 | 門 | 分 | 類 | 分類は原則として生産活動単位とし、公表部門は 108、37、13 部門とした。 |
| (3)表 | の | 形 | 式 | 地域内競争移輸入型とした。 |
| (4)価 | 格 | 評 | 価 | 生産者価格評価とした。 |

1. 屑・副産物の取り扱い 再生資源回収・加工処理部門には屑・副産物の回収及び加工に係る経費のみを計上することとした。

# ２．作 成 作 業 の 経 過

作成作業は、平成 17 年度から始まり、平成 21 年度に完了した。以下、経過を概観すると、

1. 平成 17 年度 既存資料の整備、資料収集
2. 平成 18 年度 表作成に関わる特別調査の実施
3. 平成 19 年度 部門別品目別生産額の推計
4. 平成 20 年度 粗付加価値、最終需要部門の推計
5. 平成 21 年度 バランス調整、雇用表の推計、結果分析、報告書作成、公表

# ３． 部 門 の 概 念 と 範 囲

1. 内生部門
   1. 農畜産部門

この部門は、耕種農業、畜産、農業サービスからなり、農産加工は製造業に含める。畜産の生産額には、成長肥大及びきゅう肥等の副産物、養蚕を含み、農家の自家消費分についても計上する。農業サービスは、獣医業と土地改良区、ライスセンター、青果物共同選果場等の農業サービスからなる。

* 1. 林業部門

この部門は育林、素材、特用林産物からなり、狩猟業を含む。育林は山林用苗木（造林用、治山用）と立木の成長とする。

* 1. 水産業部門

この部門は、海面漁業（沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業）・養殖業と内水面漁業・養殖業からなっており、属人主義によっている。なお、漁家などで行う水産加工品は製造業の食料品に含める。

* 1. 鉱業部門

この部門は、金属鉱物、非金属鉱物、石炭・原油・天然ガスからなり、金属鉱物、非金属鉱物は、掘採及び選鉱活動を範囲とし、製錬、精製は製造業部門に含まれる。

* 1. 製造業部門

この部門は、日本標準産業分類における産業大分類Ｆ－製造業の範囲及び再生資源回収・加工処理からなる。

* 1. 建設部門

この部門は、建築（住宅建築、非住宅建築）、建設補修、土木（公共事業、その他の土木建設）からなる。

① 建 築

木造、非木造及び住宅用、非住宅用に区分し、新築、増築、改築の工事額を生産額とする。

② 建設補修

建築物、土木建設物に関する経常的補修工事で、自家補修を含むが、本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修については本部門の活動とせず建築等それぞれの部門に含む。

③ 土 木

公共事業は、新築工事のほか維持補修工事を含み、その他の土木建設には、地方公共団体が行う失業者就労事業のうち建設投資的工事を含む。

* 1. 電力・ガス・水道部門

電力（自家発電を含む）、ガス・熱供給及び水道・廃棄物処理からなる。

* 1. 商業部門

この部門は、売上高から仕入額を差し引いた商業マージンを生産額としており、生産活動から独立して行われる一切の商業活動を範囲とする。卸売と小売部門に分けられるが、飲食店はサービス部門として除外される。

* 1. 金融・保険・不動産部門

① 金 融

金融市場において、金融資産及び負債の取引を行う活動であり、その生産額は帰属利子（受取利子－支払利子）と手数料収入の合計である。

② 保 険

被保険者の生死によって生ずる経済生活の不安定を除去する保険サービス活動を行う生命保険と、火災、海上、自動車等の事故等に起因する保険サービス活動を行う損害保険に分けられる。

③ 不 動 産

不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料からなる。不動産仲介及び賃貸は、不動産の売買、賃借または交換の代理若しくは仲介を行うことで手数料を受けたり、不動産の管理を行ったりする不動産仲介・管理業と、各産業が投入した不動産賃貸料により把握される不動産賃貸業に分けられる。住宅賃貸料は、住宅の使用によって生じるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び併用住宅の住居部分の粗賃貸料である。なお、持ち家、給与住宅については、帰属家賃も含まれる。

* 1. 運輸・情報通信部門

① 運 輸

鉄道輸送、道路輸送、自家輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、運輸付帯サービスからなる。

② 情報通信

郵便・信書便、電気通信、その他の通信サービス、放送、情報サービス、インターネット付随サービス、映像・文字情報制作からなる。

* 1. 公務部門

公務部門は、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関あるいは普通地方公共団

体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される中央（地方）政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものとする。

* 1. サービス部門

教育、研究、医療・保健、社会保障、介護、その他の公共サービス、広告、物品賃貸サービス、自動車・機械修理、その他の対事業所サービス、娯楽サービス、飲食店、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービスからなる。

* 1. 事務用品・分類不明部門

① 事務用品部門

仮設部門であり、事務用品は各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものである。

② 分類不明部門

一般的には、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、このような意味合いのほか、産業連関表では、本来行列それぞれ均衡関係にあるため、行及び列部門の推計上の誤差の集積部分として本部門に計上される。

1. 外生部門
   1. 最終需要部門

最終需要部門は、家計外消費支出（列）、民間消費支出、一般政府消費支出、一般政府消費支出（社会資本等減耗分）、総固定資本形成（公的、民間）、在庫純増及び移輸出からなる。これらの最終需要の合計から家計外消費支出を除き、さらに、移輸入を引くと県民所得統計における県内総生産（支出側）の概念とほぼ一致する。

① 家計外消費支出（列）

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は福利厚生費、交際費、接待費及び出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。

② 民間消費支出

民間消費支出は、家計消費支出と対家計民間非営利団体消費支出とからなる。

家計消費支出とは、家計の財貨・サービスに対する消費額から、同種の販売額（中古品と屑） を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算したものである。ただし、県内の家計が行なう県外への贈与は移出となり家計消費支出には含めない。財貨・サービスの購入には土地、建物、構築物以外のものに対するすべての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。また、県内の家計が県外で行う消費支出を含むが、県外の家計が県内で行なう消費は除かれる。

医療及び介護については家計の負担分のみ計上する。

対家計民間非営利団体消費支出とは、対家計民間非営利サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、対家計民間非営利団体の自己消費額である。

③ 一般政府消費支出

一般政府消費支出とは、中央政府消費支出と地方政府消費支出からなり、中央政府及び地方政府に分類される政府サービス生産者の生産額（生産活動に要する経常的コストに等しい）から、他の部門に対するサービスの販売額（例えば、国公立大学の授業料等）を差し引いたもの、

つまり、自己消費額である。

教科用図書の現物給付と医療・介護の保険給付等を含む。

④ 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）

一般政府消費支出に係る固定資本減耗分を範囲とする。

⑤ 総固定資本形成

この部門は、一般政府（国出先機関、県、市町村）や公的企業からなる公的と、家計、民間企業、対家計民間非営利団体及び対企業民間非営利団体からなる民間とに分かれ、県内における建設物、機械、装置など固定資産の購入及び固定資産の振替からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、購入価格を除いた造成・改良費が計上される。

固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が１年以上で単価が 10 万円以上のもので

ある。ただし、１品目では 10 万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

また、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成となる。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成とし、果樹等についても同様に成長増加分が資本形成となる。

⑥ 在庫純増

この部門は、生産者製品在庫純増、半製品・仕掛品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増からなっており、これらの在庫品を産業連関表の品目分類にしたがって分類し、その物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものが計上されている。また、本来、在庫は、物財が対象と考えられるが、商業者や使用者（企業）の手中にある物資には、流通の過程で商業マージンや運賃が付加されたと考えられるので、それぞれ商業部門、運輸部門の在庫純増として計上されている。

⑦ 移 輸 出

この部門は、県外（国外）に対する財貨及びサービスの移輸出である。この場合、県外産品が本県を通過して県外に出ていった、いわゆる再移出は含まれない。ただし、再移出にかかる県内商業・運輸業者の商業マージン・運賃分はそれぞれの生産額に含まれ、マージンの移輸出と考えられる。また、県外人による県内消費は移輸出として取り扱う。しかし、要素所得の取引や金融的な取引は移輸出に含めない。

⑧ 移 輸 入

この部門は、県内事業所並びに個人が他地域と行った産業連関表上の財貨の移輸入をいうが、その取り扱い方法には競争移輸入型と非競争移輸入型の２つがあり、本県では競争移輸入型を採用している。この競争移輸入型によると、総需要から移輸入分を差し引いた残りが県内生産額と一致する。つまり、県内産品と移輸入品を区別せず、すべての移輸入品を県産品と競争的に取り扱い、最後にマイナスの需要としてバランスを保たせている。

このような概念により実際推計を行うわけであるが、資料の整備状況により、その品目ごとの推計は、ほぼその実態が把握できる品目とそうでない品目があり、把握できない品目については、更に他の資料により比較検討を加え推計に努力し、総合的な調整作業を通じて調整を取りながら確定された部分もあった。

* 1. 粗付加価値部門

粗付加価値部門は、家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗引当、資本減耗引当（社会資本等減耗分）、間接税、補助金（控除）からなる。これらから成る粗付加価値合計から家計外消費支出を除いたものが県民所得統計における県内総生産とほぼ概念が一致する。

① 家計外消費支出（行）

省略（前述最終需要部門の家計外消費支出と同概念）

② 雇用者所得

この部門は、雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払ベースであり、雇用者の受取ベースではない。雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得を意味し、自営業者の所得は営業余剰に含めている。また、雇用者所得には社会保険料の負担分が含まれており、所得税は控除されていない。

③ 営業余剰

この部門は、粗付加価値から家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものである。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。なお、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コストに等しいと定義されているため、営業余剰は産業のみに発生する。

④ 資本減耗引当

資本減耗引当とは、固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損から成る。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するもので、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。

物品賃貸業の扱いは所有者主義によるため、資本減耗引当については、すべて所有産業に計上される。

⑤ 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

一般政府の保有する社会資本に係る資本減耗引当である。

⑥ 間接税（除関税・輸入品商品税）

この部門は、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されるものである。国税では消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が相当する。

⑦ （控除）経常補助金

産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、一般政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。

# ４．部 門 分 類 表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | | 37部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 01 | 農業 | 01 | 農業（1/2） | 001 | 耕種農業 | 米、稲わら、小麦、大麦、かん  しょ、ばれいしょ、大豆、その他の豆類、野菜、かんきつ、りんご、その他の果実、砂糖原料作物、コーヒー豆・カカオ豆(輸入)、その他の飲料用作物、雑穀、油糧作物、食用工芸作物(除別掲)、飼料作物、種苗、花き・花木類、葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、その他の非食用耕種作物(除別掲) |
| 02 | 畜産 | 002 | 畜産 | 生乳、その他の酪農生産物、鶏卵、  肉鶏、豚、肉用牛、羊毛、その他の畜産 |
| 01 | 農業（2/2） | 003 | 農業サービス | 獣医業、農業サービス(除獣医業) |
| 02 | 林業 | 03 | 林業 | 004 | 林業 | 育林、素材、特用林産物(含狩猟業) |
| 03 | 漁業 | 04 | 漁業 | 005 | 漁業 | 沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業、海面漁業(輸入)、海面養殖業、内水面  漁業、内水面養殖業 |
| 04 | 鉱業 | 05 | 鉱業 | 006 | 金属鉱物 | 鉄鉱石、非鉄金属鉱物 |
| 007 | 非金属鉱物 | 石灰石、その他の窯業原料鉱物、砂利・採石、砕石、その他の非金属鉱  物 |
| 008 | 石炭・原油・天  然ガス | 石炭、原油、天然ガス |
| 05 | 製造業（1/2） | 06 | 飲食料品 | 009 | 食料品 | 牛肉(枝肉)、豚肉(枝肉)、鶏肉、その他の肉(枝肉)、と畜副産物(含肉鶏処理副産物)、肉加工品、畜産びん・かん詰、飲用牛乳、乳製品、冷凍魚介類、塩・干・くん製品、水産び  ん・かん詰、ねり製品、その他の水産食品、精米、その他の精穀、小麦粉、その他の製粉、めん類、パン 類、菓子類、農産びん・かん詰、農産保存食料品(除びん・かん詰)、精製糖、その他の砂糖・副産物、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖、植物油脂、加工油脂、植物原油か す、動物油脂、調味料、冷凍調理食品、レトルト食品、そう菜・すし・弁当、学校給食(国公立)、学校給食  (私立)、その他の食料品 |
| 010 | 飲料 | 清酒、ビール、ウィスキー類、その他の酒類、茶・コーヒー、清涼飲  料、製氷 |
| 011 | 飼料・有機質肥  料 | 飼料、有機質肥料(除別掲) |
| 012 | たばこ | たばこ |
| 07 | 繊維製品 | 013 | 繊維工業製品 | 紡績糸、綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)、絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)、毛織物・麻織物・その他の織物、ニット生地、染色整理、綱・  網、じゅうたん・床敷物、繊維製衛  生材料、その他の繊維工業製品 |
| 014 | 衣服・その他の繊維既製品 | 織物製衣服、ニット製衣服、その他の衣服・身の回り品、寝具、その他  の繊維既製品 |
| 08 | パルプ・紙・木製品 | 015 | 製材・木製品 | 製材、合板、木材チップ、建設用木  製品、その他の木製品(除別掲) |
| 016 | 家具・装備品 | 木製家具・装備品、木製建具、金属  製家具・装備品 |
| 017 | パルプ・紙・板  紙・加工紙 | パルプ、古紙、洋紙・和紙、板紙、  段ボール、塗工紙・建設用加工紙 |

## 内生部門

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | | 37部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 05 | 製造業（1/2） | 08 | パルプ・紙・木製品 | 018 | 紙加工品 | 段ボール箱、その他の紙製容器、紙製衛生材料・用品、その他のパル  プ・紙・紙加工品 |
| 21 | その他の製造工  業製品（1/3） | 019 | 印刷・製版・製  本 | 印刷・製版・製本 |
| 09 | 化学製品 | 020 | 化学肥料 | 化学肥料 |
| 021 | 無機化学工業製品 | ソーダ灰、か性ソーダ、液体塩素、その他のソーダ工業製品、酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機顔料、圧縮ガス・液化ガス、原  塩、塩、その他の無機化学工業製品 |
| 022 | 石油化学基礎製品 | エチレン、プロピレン、その他の石油化学基礎製品、純ベンゼン、純トルエン、キシレン、その他の石油化  学系芳香族製品 |
| 023 | 有機化学工業製品（除石油化学基礎製品） | 合成アルコール類、酢酸、二塩化エチレン、アクリロニトリル、エチレングリコール、酢酸ビニルモノ  マー、その他の脂肪族中間物、スチレンモノマー、合成石炭酸、テレフタル酸(高純度)、カプロラクタム、その他の環式中間物、合成ゴム、メタン誘導品、油脂加工製品、可塑 剤、合成染料、その他の有機化学工  業製品 |
| 024 | 合成樹脂 | 熱硬化性樹脂、ポリエチレン(低密度)、ポリエチレン(高密度)、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、高機能性樹脂、その他の合  成樹脂 |
| 025 | 化学繊維 | レーヨン・アセテート、合成繊維 |
| 026 | 医薬品 | 医薬品 |
| 027 | 化学最終製品  （除医薬品） | 石けん・合成洗剤、界面活性剤、化粧品・歯磨、塗料、印刷インキ、写真感光材料、農薬、ゼラチン・接着剤、触媒、その他の化学最終製品(除  別掲) |
| 10 | 石油・石炭製品 | 028 | 石油製品 | ガソリン、ジェット燃料油、灯油、軽油、Ａ重油、Ｂ重油・Ｃ重油、ナフサ、液化石油ガス、その他の石油  製品 |
| 029 | 石炭製品 | コークス、その他の石炭製品、舗装  材料 |
| 21 | その他の製造工業製品（2/3） | 030 | プラスチック製品 | プラスチックフィルム・シート、プラスチック板・管・棒、プラスチック発泡製品、工業用プラスチック製品、強化プラスチック製品、プラスチック製容器、プラスチック製日用雑貨・食卓用品、その他のプラス  チック製品 |
| 031 | ゴム製品 | タイヤ・チューブ、ゴム製履物、プ  ラスチック製履物、その他のゴム製品 |
| 032 | なめし革・毛  皮・同製品 | 革製履物、製革・毛皮、かばん・袋  物・その他の革製品 |
| 11 | 窯業・土石製品 | 033 | ガラス・ガラス製品 | 板ガラス、安全ガラス・複層ガラ ス、ガラス繊維・同製品、ガラス製  加工素材、その他のガラス製品(除別  掲) |
| 034 | セメント・セメ  ント製品 | セメント、生コンクリート、セメン  ト製品 |
| 035 | 陶磁器 | 建設用陶磁器、工業用陶磁器、日用  陶磁器 |
| 036 | その他の窯業・土石製品 | 耐火物、その他の建設用土石製品、  炭素・黒鉛製品、研磨材、その他の窯業・土石製品 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | | 37部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 05 | 製造業（1/2） | 12 | 鉄鋼 | 037 | 銑鉄・粗鋼 | 銑鉄、フェロアロイ、粗鋼(転炉)、  粗鋼(電気炉)、鉄屑 |
| 038 | 鋼材 | 普通鋼形鋼、普通鋼鋼板、普通鋼鋼帯、普通鋼小棒、その他の普通鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、普通鋼鋼管、特殊鋼鋼管、普通鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼冷間仕上鋼材、  めっき鋼材 |
| 039 | 鋳鍛造品 | 鍛鋼、鋳鋼、鋳鉄管、鋳鉄品、鍛工  品(鉄) |
| 040 | その他の鉄鋼製  品 | 鉄鋼シャースリット業、その他の鉄  鋼製品 |
| 13 | 非鉄金属 | 041 | 非鉄金属製錬・精製 | 銅、鉛・亜鉛(含再生)、アルミニウ  ム(含再生)、その他の非鉄金属地金、非鉄金属屑 |
| 042 | 非鉄金属加工製  品 | 電線・ケーブル、光ファイバケーブ  ル、伸銅品、アルミ圧延製品、非鉄金属素形材、核燃料、その他の非鉄金属製品 |
| 14 | 金属製品 | 043 | 建設・建築用金  属製品 | 建設用金属製品、建築用金属製品 |
| 044 | その他の金属製品 | ガス・石油機器及び暖厨房機器、ボルト・ナット・リベット及びスプリング、金属製容器及び製缶板金製 品、配管工事付属品、粉末や金製 品、刃物及び道具類、金属プレス製品、金属線製品、その他の金属製品  (除別掲) |
| 15 | 一般機械 | 045 | 一般産業機械 | ボイラ、タービン、原動機、運搬機械、冷凍機・温湿調整装置、ポンプ及び圧縮機、機械工具、その他の一  般産業機械及び装置 |
| 046 | 特殊産業機械 | 建設・鉱山機械、化学機械、産業用ロボット、金属工作機械、金属加工機械、農業用機械、繊維機械、食品機械・同装置、半導体製造装置、真空装置・真空機器、製材・木材加 工・合板機械、パルプ装置・製紙機械、印刷・製本・紙工機械、印刷・製本・紙工機械、鋳造装置、プラスチック加工機械、その他の特殊産業  用機械(除別掲) |
| 047 | その他の一般機  械器具及び部品 | 金型、ベアリング、その他の一般機  械器具及び部品 |
| 048 | 事務用・サービス用機器 | 複写機、その他の事務用機械、自動販売機、娯楽用機器、その他のサー  ビス用機器 |
| 16 | 電気機械 | 049 | 産業用電気機器 | 発電機器、電動機、変圧器・変成 器、開閉制御装置及び配電盤、配線器具、内燃機関電装品、その他の産  業用電気機器 |
| 050 | 電子応用装置・ | 電子応用装置、電気計測器 |
| 051 | その他の電気機  器 | 電球類、電気照明器具、電池、その  他の電気機械器具 |
| 052 | 民生用電気機器 | 民生用エアコンディショナ、民生用  電気機器(除エアコン) |
| 17 | 情報・通信機器 | 053 | 通信機械・同関連機器 | ビデオ機器、電気音響機器、ラジ オ・テレビ受信機、有線電気通信機器、携帯電話機、無線電気通信機器  (除携帯電話機)、その他の電気通信  機器 |
| 054 | 電子計算機・同付属装置 | パーソナルコンピュータ、電子計算機本体(除パソコン)、電子計算機付  属装置 |
| 18 | 電子部品 | 055 | 半導体素子・集  積回路 | 半導体素子、集積回路 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | | 37部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 05 | 製造業（1/2） | 18 | 電子部品 | 056 | その他の電子部  品 | 電子管、液晶素子、磁気テープ・磁  気ディスク、その他の電子部品 |
| 19 | 輸送機械 | 057 | 乗用車 | 乗用車 |
| 058 | その他の自動車 | トラック・バス・その他の自動車、  二輪自動車 |
| 059 | 自動車部品・同  付属品 | 自動車車体、自動車用内燃機関・同  部分品、自動車部品 |
| 060 | 船舶・同修理 | 鋼船、その他の船舶、舶用内燃機  関、船舶修理 |
| 061 | その他の輸送機械・同修理 | 鉄道車両、鉄道車両修理、航空機、航空機修理、自転車、その他の輸送機械、産業用運搬車両、その他の輸  送機械(除別掲) |
| 20 | 精密機械 | 062 | 精密機械 | カメラ、その他の光学機械、時計、理化学機械器具、分析器・試験機・  計量器・測定器、医療用機械器具 |
| 21 | その他の製造工業製品（3/3） | 063 | その他の製造工業製品 | がん具、運動用品、楽器、情報記録物、筆記具・文具、身辺細貨品、 畳・わら加工品、武器、その他の製  造工業製品 |
| 064 | 再生資源回収・  加工処理 | 再生資源回収・加工処理 |
| 06 | 建設 | 22 | 建設 | 065 | 建築 | 住宅建築(木造、非木造)、非住宅建  築(木造、非木造) |
| 066 | 建設補修 | 建設補修 |
| 067 | 公共事業 | 道路関係公共事業、河川・下水道・その他の公共事業、農林関係公共事  業 |
| 068 | その他の土木建  設 | 鉄道軌道建設、電力施設建設、電気  通信施設建設、その他の土木建設 |
| 07 | 電力・ガス・水道 | 23 | 電力・ガス・熱供給 | 069 | 電力 | 事業用電力、事業用原子力発電、事業用火力発電、水力・その他の事業  用発電、自家発電 |
| 070 | ガス・熱供給 | 都市ガス、熱供給業 |
| 24 | 水道・廃棄物処理 | 071 | 水道 | 上水道・簡易水道、工業用水、下水  道 |
| 072 | 廃棄物処理 | 廃棄物処理(公営、産業) |
| 08 | 商業 | 25 | 商業 | 073 | 商業 | 卸売、小売 |
| 09 | 金融・保険・不動産 | 26 | 金融・保険 | 074 | 金融・保険 | 公的金融・(帰属利子、手数料)、民  間金融(帰属利子、手数料)、生命保険、損害保険 |
| 27 | 不動産 | 075 | 不動産仲介及び  賃貸 | 不動産仲介・管理業、不動産賃貸業 |
| 076 | 住宅賃貸料 | 住宅賃貸料 |
| 077 | 住宅賃貸料（帰  属家賃） | 住宅賃貸料(帰属家賃) |
| 10 | 運輸・情報通信 | 28 | 運輸 | 078 | 鉄道輸送 | 鉄道旅客輸送、鉄道貨物輸送 |
| 079 | 道路輸送（除自  家輸送） | バス、ハイヤー・タクシー、道路貨  物輸送(除自家輸送) |
| 080 | 自家輸送 | 自家輸送(旅客自動車、貨物自動車) |
| 081 | 水運 | 外洋輸送、沿海・内水面旅客輸送、  沿海・内水面貨物輸送、港湾運送 |
| 082 | 航空輸送 | 国際航空輸送、国内航空旅客輸送、  国内航空貨物輸送、航空機使用事業 |
| 083 | 貨物利用運送 | 貨物利用運送 |
| 084 | 倉庫 | 倉庫 |
| 085 | 運輸付帯サービス | こん包、道路輸送施設提供、水運施設管理、その他の水運付帯サービ ス、航空施設管理(国公営、産業)、その他の航空付帯サービス、旅行・  その他の運輸付帯サービス |
| 29 | 情報通信 | 086 | 通信 | 郵便・信書便、固定電気通信、移動電気通信、その他の電気通信、その  他の通信サービス |
| 087 | 放送 | 公共放送、民間放送、有線放送 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | | 37部門 | | 108部門 | | 品目範囲 |
| 符号 | 名称 | 符号 | 名称 | 符号 | 名称 |
| 10 | 運輸・情報通信 | 29 | 情報通信 | 088 | 情報サービス | 情報サービス、ソフトウェア業、情  報処理・提供サービス |
| 089 | インターネット  附随サービス | インターネット附随サービス |
| 090 | 映像・文字情報  制作 | 映像情報制作・配給業、新聞、出  版、ニュース供給・興信所 |
| 11 | 公務 | 30 | 公務 | 091 | 公務 | 公務(中央、地方) |
| 12 | サービス | 31 | 教育・研究 | 092 | 教育 | 学校教育(国公立、私立)、社会教育  (国公立、非営利)、その他の教育訓練機関(国公立、産業) |
| 093 | 研究 | 自然科学研究機関(国公立、非営利、  産業)、人文科学研究機関(国公立、非営利、産業)、企業内研究開発 |
| 32 | 医療・保健・社  会保障・介護 | 094 | 医療・保健 | 医療(国公立、公益法人等、医療法人  等)、保健衛生(国公立、産業) |
| 095 | 社会保障 | 社会保険事業(国公立・非営利)、社  会福祉(国公立、非営利、産業) |
| 096 | 介護 | 介護(居宅、施設) |
| 33 | その他の公共  サービス | 097 | その他の公共  サービス | 対企業民間非営利団体、対家計民間  非営利団体(除別掲) |
| 34 | 対事業所サービス | 098 | 広告 | テレビ・ラジオ広告、新聞・雑誌・  その他の広告 |
| 099 | 物品賃貸サービス | 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具(除電算機等)賃貸業、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸  業、貸自動車業 |
| 100 | 自動車・機械修 | 自動車修理、機械修理 |
| 101 | その他の対事業所サービス | 建物サービス、法務・財務・会計 サービス、土木建築サービス、労働者派遣サービス、その他の対事業所  サービス |
| 35 | 対個人サービス | 102 | 娯楽サービス | 映画館、興行場(除別掲)・興行団、遊戯場、競輪・競馬等の競走場・競技団、スポーツ施設提供業・公園・  遊園地、その他の娯楽 |
| 103 | 飲食店 | 一般飲食店(除喫茶店)、喫茶店、遊  興飲食店 |
| 104 | 宿泊業 | 宿泊業 |
| 105 | 洗濯・理容・美  容・浴場業 | 洗濯業、理容業、美容業、浴場業、  その他の洗濯・理容・美容・浴場業 |
| 106 | その他の対個人サービス | 写真業、冠婚葬祭業、各種修理業(除別掲)、個人教授業、その他の対個人  サービス |
| 05 | 製造業（2/2） | 36 | 事務用品 | 107 | 事務用品 | 事務用品 |
| 13 | 分類不明 | 37 | 分類不明 | 108 | 分類不明 | 分類不明 |
|  | 内生部門計 |  | 内生部門計 |  | 内生部門計 | 内生部門計 |

最終需要部門

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | 37部門 | 108部門 | 摘要 |
| 名称 | 名称 | 名称 |
| 家計外消費支出（列） | 家計外消費支出（列） | 家計外消費支出（列） | 家計外消費支出（列） |
| 民間消費支出 | 民間消費支出 | 民間消費支出 | 家計消費支出、対家計民間非営利団  体消費支出 |
| 一般政府消費支出 | 一般政府消費支出 | 一般政府消費支出 | 中央政府集合的消費支出、地方政府  集合的消費支出、中央政府個別的消費支出、地方政府個別的消費支出 |
| 一般政府消費支出（社  会資本等減耗分） | 中央政府集合的消費支出（社会資本  等減耗分）、地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）、中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗 分）、地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分） |
| 県内総固定資本形成 | 県内総固定資本形成  （公的） | 県内総固定資本形成  （公的） | 県内総固定資本形成（公的） |
| 県内総固定資本形成  （民間） | 県内総固定資本形成  （民間） | 県内総固定資本形成（民間） |
| 在庫純増 | 在庫純増 | 在庫純増 | 生産者製品在庫純増、半製品・仕掛  品在庫純増、流通在庫純増、原材料在庫純増 |
| 移輸出 | 移輸出 | 移輸出 | 移輸出 |
| 最終需要計 | 最終需要計 | 最終需要計 | 最終需要計 |
| 需要合計 | 需要合計 | 需要合計 | 需要合計 |
| 移輸入 | 移輸入 | 移輸入 | 移輸入 |
| 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 |

粗付加価値部門

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 13部門 | 37部門 | 108部門 | 摘要 |
| 名称 | 名称 | 名称 |
| 家計外消費支出（行） | 家計外消費支出（行） | 家計外消費支出（行） | 宿泊・日当、交際費、福利厚生費 |
| 雇用者所得 | 雇用者所得 | 雇用者所得 | 賃金・俸給、社会保険料（雇用主負  担）、その他の給与及び手当 |
| 営業余剰 | 営業余剰 | 営業余剰 | 営業余剰 |
| 資本減耗引当 | 資本減耗引当 | 資本減耗引当 | 資本減耗引当 |
| 資本減耗引当（社会資  本等減耗分） | 資本減耗引当（社会資本等減耗分） |
| 間接税（除関税・輸入  品商品税） | 間接税（除関税・輸入  品商品税） | 間接税（除関税・輸入  品商品税） | 間接税（除関税・輸入品商品税） |
| （控除）経常補助金 | （控除）経常補助金 | （控除）経常補助金 | （控除）経常補助金 |
| 粗付加価値部門計 | 粗付加価値部門計 | 粗付加価値部門計 | 粗付加価値部門計 |
| 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 | 県内生産額 |